

平成 30 年  
第 2 回 定 例 会

# 市 政 報 告

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

## (はじめに)

平成30年第2回定例会の開会にあたりまして、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされたわけですが、私にとりましては、市長就任から10か月余りを経過したところでもあります。

本年4月に、重点政策の推進に適した、より一層効果的・効率的な事務執行体制を整えることを目的として、水産農林部門と商工観光部門をそれぞれ所管課とし、さらに、市政改革担当、おわせ魅力発信担当を配置する、などといった機構改革を行ったところでもあります。

執行部におきましても、新たな体制のもと、多くの課題に誠心誠意取り組んでいく所存でありますので、議員の皆さまにおかれましても、市政運営に格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

## (中部電力株式会社との協定)

先ず、中部電力株式会社との協定についてであります。

中部電力におかれましては、本市における産業の中心として、昭和39年から今日に至るまで、長きにわたり尾鷲三田火力発電所における発電事業を継続し、その間、地域社会の発展に多大な貢献をいただいたところではありますが、本年2月に、1号機、3号機の本年度中の廃止を決定したとの報告が寄せられ、誠に残念なことと受け止めていたところでもあります。

しかしながら、このことと併せ、中部電力側から、発電所用地の今後の在り方について、あらゆる可能性のひとつとして、エネルギー地産地消を中心とした地域活性化モデルを本市とともに検討したい、との提案をいただいたところでもあります。

これを受けまして、本市としましては、産業振興や生活基盤の確保といった、様々な施策を着実に推進していかなければならない状況のなか、改めて中部電力とのパートナーシップを、より発展的に強化することが重要であると判断したことから、先月25日に、発電所用地の活用検討に関する協定を締結したところであります。

この協定は、正に、地域の活性化につながる大きな力になると確信しているものであり、議会、商工会議所をはじめとする関係機関、団体と連携を深め、市民の皆さまとともに「オール尾鷲」で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、皆さまの格別なご協力をお願い申し上げます。

#### **（広域ごみ処理の推進）**

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、本市の広域ごみ処理施設建設候補予定地として、尾鷲三田火力発電所構内を選定したことを、報告させていただいているところでありますが、改めて、先月11日に中部電力に対して、発電所構内を、東紀州5市町における建設予定地として整備を進めることに関し、協議の開始を申し入れたところ、同月17日に協議の申し入れを承る、という回答を受理しております。

この回答を受け、今後、5市町での協議と併せ、中部電力との協議も進めてまいりますので、議会並びに地域の皆さまの、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### **（市政改革）**

次に、市政改革についてであります。

限られた財源と人員により、多様化する市民ニーズや刻々と変化する社会情勢に、的確かつ迅速に対応するため、本年度より、政策調整課に「市政改革担当」を配置し、行財政改革の推進と、職員の働き方改革を進めているところであります。

市政改革を進めるためには、先ず、職員一人ひとりの意識改革が必要であり、その動きとして、業務の改善・改革に対する職員提案が提出され、具現化に向けた取り組みが進められているほか、徐々に職員の自主的・主体的な行動が現れてきております。

また、喫緊の課題として、指定管理者制度の見直しに着手しており、今後、基本方針等の策定、導入検証ができ次第、改めてお示しさせていただきたいと考えております。

### （おわせ魅力発信）

次に、おわせ魅力発信についてであります。

本年度より商工観光課に配置いたしました「おわせ魅力発信担当」を中心に、魅力発信をしていく具体的な成果を、「来てもらう」「食べてもらう」「買ってもらう」ことと位置づけ、施策の分野を問わず、本市の魅力をあらゆる手法でアプローチしてまいります。

そのためには、本市の「人」や「モノ」、「地域」や「活動」などにかかわる一方で、それら「資源」の持つ魅力をより向上させ、情報をより広く発信するための人的・社会的ネットワークや、ウェブ上でのソーシャル・ネットワークを活用していくことが重要であると認識しております。

その取り組みの1つとして、本年4月から、東海テレビ放送で日曜日午後に放送されております「スタイルプラス」内の「代打和田」というコーナーで、およそ1年にわたる長期特別企画として、本市を採用していただいております。

このコーナーで、元中日ドラゴンズの選手であり、名球会入りを果たした和田一浩さんに、私から「街を元気にしてほしい」「地域の魅力を発信してほしい」そして「たくさんの観光客を連れてきてほしい」ということをお願いしました。

具体的には、「尾鷲まるごとヤーヤ便」「おわせ港まつり」をはじめ、各地区の特色ある伝統的な祭りや特産品をPRするといった

集客増加につながる企画を、東海テレビとともに考え、進めております。

今後におきましても、本市の様々な魅力をしっかりと情報発信し、発信媒体としてのあらゆるネットワークの構築を図り、尾鷲の魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

### （商工観光業の振興）

次に、商工観光業の振興についてであります。

官民が一体となり取り組んでまいりました、まちおこし通販事業「尾鷲まるごとヤーヤ便」が、今年で10周年を迎えており、本年度分の受付を開始したところであります。

今回の新たな取り組みは、地元生産者による「チーム ya-ya 便」を立ち上げ、商品企画からカタログデザイン、販促活動などを一体的に行っているところであります。

1人でも多くの方に尾鷲の食の魅力をお届けできるよう、7月6日の締め切りに向け、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会等と連携し、PRに努めてまいりますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

次に、まちなか活性化の取り組みについてであります。

5月19日に開催していただきました「第6回 尾鷲旬のコツまみバル」につきましても、市民の皆さまをはじめ、市外からのお客様も多数お越しいただき、盛況となりました。

主催者である尾鷲商工会議所並びに各店舗の皆さまのご尽力に感謝するとともに、本市といたしましても、当地自慢の食やまち歩きの魅力を活かせる取り組みを、官民一体となって推進してまいりたく存じます。

また、毎年好評をいただいております「おわせ棒」の開始や「第5回東紀州棒対決グランプリ」の開催など、「まちの駅ネットワーク尾鷲」の活動が活発化しております。

加えて、『マグロの中落ちを「セセッて」食べよう』を始めとする様々なプログラムにより、本市の魅力を知っていただく「まいまい尾鷲」がスタートいたしました。

これは、「尾鷲よいとこスタンプ会」との共催によるもので、今後も本市としましては、まちなかが活性化していく活動に協力してまいりたいと存じます。

次に、恒例となっております「おわせ港まつり」の開催に向け、市民の皆さまや関連団体で構成される「おわせ港まつり実行委員会」が、今年度も始動いたしました。

今回は、東海テレビの協力を得て、来場者を大幅に増加する演出を行っていただくなど、魅力的な催しとなるよう取り組んでいただいております。

また、実行委員会の皆さまには、募金活動のご協力をはじめ、当日の運営など、様々な場面において、盛り上げていただいておりますので、市民の皆さまにおかれましては、この活動へのご支援を是非とも賜りますよう、切にお願い申し上げます。

これらの施策を着実に推進し、市内経済活動の活性化及び集客交流の増加策に貢献できるよう、取り組んでまいります。

### **(学校教育の充実)**

次に、学校教育の充実についてであります。

学力向上の取り組みにつきましては、文部科学省による平成30年度全国学力学習状況調査及び県教育委員会によるスタディチェックが、去る4月17日に実施されました。

本調査の正式な結果につきましては、本年7月末に発表される予定であります。今後、教育委員会において、「尾鷲市学力検討委員会」を立ち上げ、本調査の各教科の結果分析を行い、そこで明らかになった成果と課題について、「尾鷲市学力向上委員会」を組織し、各学校の実践事例を共有し合いながら、子どもたちの学力向上に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

また、放課後の「学び場づくり」の取り組みにつきましては、尾鷲小学校において、退職教員のご協力をいただき、6年生の希望者を対象として、これまでの学習のなかでの、つまずきの克服に向け、基礎・基本の学習を中心に、週1回を目途として実施しているところであります。

一方、新学習指導要領の完全実施に向けた、外国語教育の移行措置につきましては、小学校5・6年生で、昨年よりも15時間多い50時間に、小学校3・4年生では、新たに15時間、年間の授業時間数が増加しております。

このため、三重大学東紀州サテライトの協力を得ながら、複式学級における外国語教育の年間計画や毎時間の授業案を作成し、各学校で取り組みを進めているところであり、今後も工夫や改善を行い、外国語教育を充実させるよう取り組んでまいります。

#### （賀田小、三木小、三木里小学校の統合）

次に、賀田小、三木小、三木里小学校の統合についてであります。

これまで、各学校の校長と教育委員会事務局による輪内地区管理職会議を3回開催するとともに、保護者代表、校長、教頭、教育委員会事務局による統合準備会を2回開催し、「安全・安心で魅力ある学校づくり」を中心に据え、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりのための情報交換をはじめ、スクールバスの運行や学校行事の調整など、統合に向けたご要望やご意見を整理しながら、その実現に向けた条件整備について、検討しているところであります。

また、統合準備会における協議結果につきましては、その内容を「統合準備会だより」としてまとめ、3校の保護者の皆さまに配布させていただき、加えて、市ホームページにも掲載いたしております。

今後は、3校が円滑な統合を行うために必要な準備、検討及び調整を図り、「何よりも子供たちが統合して良かった。」と、思えるような学校づくりに全力で取り組んでまいります。

### （生涯学習の推進）

次に、生涯学習の推進についてであります。

本市における生涯学習は、地域の自然や歴史・文化を活かし、関係機関、団体、サークル等との連携のもと推進しているものであります。

このようななかで、生涯学習分野における子育て支援への事業展開について、国の地方創生推進交付金を活用し、東紀州5市町及び関係団体等と連携しながら取り組んでおります。

これら事業の一環として、先般、5月13日の母の日に因んで、「マザーズ H A P P Y D A Y」と題した、子育て支援イベント「子育て H A P P Y D A Y」を開催し、多くの家族連れの皆さまに、ご来場いただきました。

また、今後も季節ごとに「子育て H A P P Y D A Y」の開催を予定しており、「子育てしたい・しやすいまちづくり」をより一層推進してまいります。

### （子育て支援の推進）

次に子育て支援の推進についてであります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制を構築し、定住移住につなげる「子育てしたい・しやすいまちづくり」に取り組んでおり、本年4月、福祉保健センターに「子育て支援のワンストップ拠点」として「子育て世代包括支援センター」を開設いたしました。

同センターでは、母子保健から子育て支援、発達支援、虐待防止などの相談窓口を連携することにより、保護者のニーズに対して包括的に対応することで、母子保健及び児童福祉の充実に取り組んでおります。

なかでも、産後早期より母子への心身のケアと育児サポートを行う「産後ケア」では、尾鷲総合病院において宿泊及び通所サービス



を提供することで、出産後、体調が回復していない、あるいは育児不安の強い母親の心身のケアや育児サポートを実施いたします。

また、保護者の就労形態の多様化、緊急時の対応や心身のリフレッシュなど、様々な保育需要に対応するため、尾鷲第四保育園で「一時預かり保育事業」を開始しております。

現在15人の登録申請があり、必要に応じて1日または半日保育を利用していただくなど好評を得ており、今後も事業の周知に努めながら、新たな子育て支援として利用促進を図ってまいります。

### （「三重とこわか国体」への取り組み）

次に、第76回国民体育大会への取り組みについてであります。

2021年開催の「三重とこわか国体」につきまして、正式競技である「オープン ウォーター スイミング」が、本市の三木里海水浴場を競技会場とすることとして内定をいただいております。

これを受けて、先月28日には、本市の国体開催に関連する、競技、教育、産業など、幅広い関係者や市民の代表の方々による尾鷲市準備委員会を設立したところであります。

今後も7月頃に予定されております「三重とこわか国体」の正式決定を受けて、準備委員会を実行委員会に移行させ、国体への取り組みを本格化させてまいります。

また、正式競技である「オープン ウォーター スイミング」につきましては、今回で3回目の大会となる「三重オープン」が、7月29日に三木里海水浴場において開催されます。

参加者の拡大に向け、三木里区等の関係団体とも連携しながら、大会の発展につなげてまいります。

一方で、「デモンストレーション スポーツ」に決定している「ユニカール」「ウォーキング」「クッブ」につきましても、県競技協会とも連携しながら、市内での準備・組織体制の整備や普及に取り組むとともに、生涯スポーツの推進にもつなげてまいります。

本市において、国体競技が行われることは、市民の皆さまのスポーツへの関心をさらに高め、スポーツ活動の普及・促進に寄与することはもとより、本市の豊かな自然や歴史・伝統・文化・産業などの地域資源を、全国にアピールする絶好の機会であると考えております。

今後におきましては、大会の成功に向けて、「オール尾鷲」で取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆さま並びに議員の皆さまにおかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### **（高齢者保健福祉の推進）**

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で生き活きと暮らし続けることができるよう、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の構築を進めております。

なかでも、高齢者の集いの場としての「サロンの開催」や「ごみ出し支援」、「見守り」や「移動支援」など、新たな仕組みづくりを検討する「生活支援体制整備事業」では、尾鷲市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを2名配置し、各地区における課題やニーズの抽出を行いながら、地区住民や関係機関との話し合いを進めております。

今後も、地域包括ケアを着実に進めるため、各地区の課題に応じた生活支援の内容及び体制づくりに取り組んでまいります。

また、本年4月、在宅での医療サービスと介護サービスの連携を推進する拠点として、尾鷲総合病院6階に「紀北在宅医療介護連携支援センター」を開設いたしました。

同センターでは、医療及び介護事業所への相談支援や情報提供などを中心に、地域包括ケアを進める上で重要となる「在宅医療介護連携」を充実させる取り組みを開始しております。

今後も、紀北医師会をはじめとする関係機関との連携により、在宅でのより良い生活支援を目指して取り組んでまいります。

### （健康づくりの推進）

次に、健康づくりの推進についてであります。

本市におきましては、ウォーキングや健康体操を中心とした健康増進、また「食のまちづくり」の一環としての健康弁当の普及など、市民の皆さまの健康づくりに取り組んでおります。

本年度におきましては、「尾鷲市健康増進計画」の主要取り組みのうち、生活習慣病である「糖尿病及び糖尿病腎症<sup>とうにょうびょうじんしょう</sup>」の重症化予防について、紀北医師会及び尾鷲総合病院と連携し、重点課題として、腎不全、人工透析治療への移行防止に取り組んでまいります。

また、健康ウォーキング事業では、「尾鷲市健康ウォーキングマップ」を活用した活動を定期的に開催するとともに、三木里海岸での「タラソウォーキング」について、更なる活用方法を検討し、市外からの集客・誘客にもつなげる取り組みを進めてまいります。

### （防災対策）

次に、防災対策についてであります。

全国各地で地震のみならず、様々な自然災害が発生しておりますが、昨年6月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が改正され、社会福祉施設等の「要配慮者利用施設」においては、土砂災害の危険性が高まった場合における、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」の作成などの対応が必要であります。

この方針のもと、今月24日には、要配慮者利用施設の養護老人ホーム聖光園にも参加していただき、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化、さらに、顔の見える関係性を築くことを目的に、「尾鷲市土砂災害総合防災訓練」を実施いたします。

この訓練は、土砂災害警戒区域における大規模な土砂災害の発生を想定するもので、警報発令、土砂災害警戒情報による「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」発令時の情報伝達や避難、防災関係機関との連携による土砂災害対処をはじめとする訓練を実施いたします。

この訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対し、要配慮者の避難体制の確保を図るとともに、市民の皆さまへの防災・減災意識の向上も図り、いかに自助、共助が大切かを、改めてご理解いただけるようお願いを申し上げます。

また、地域防災活動の要であります尾鷲市消防団では、来月22日に鈴鹿市の三重県消防学校で開催される操法大会出場に向け、準備を進めております。

尾鷲市消防署員の指導のもと、迅速、確実、かつ安全な初期消火が行えるよう、訓練用資機材の整備支援を行うなど、団員一丸となって厳しい訓練に励んでおります。

このような訓練が、市民の皆さまの生命、身体及び財産を守るための礎につながることを確信しておりますので、この消防団の取り組みを継続的に実施してまいります。

### **(尾鷲総合病院の経営改善)**

次に、尾鷲総合病院の経営改善についてであります。

昨年度に立ち上げた「尾鷲総合病院再生プロジェクト」において、経営改善について取り組みを掲げており、その取り組みの一つとして、薬品や診療材を複数の卸業者と交渉し、購入していたものを、調達業者を1社に集約し、購入する一括調達方式を導入いたしました。

これにより、一括調達事業者と卸業者との交渉による単価の引き下げや、最低保証制度の導入などにより、材料費を削減することが可能となっております。

一方、診療報酬の改定による施設基準の変更等により、今後、減収が見込まれる療養病棟につきましては、療養病棟入院基本料から地域包括ケア病棟入院基本料への転換のための検討を進めております。

現在、入院基本料の算定基準を満たすための新規採用職員数や、職員配置の見直しなどを進めており、引き続き検討を進めてまいります。

さらに、尾鷲総合病院の医療サービスの向上や、職員のコスト意識向上による経営改善を推進するため、DPC制度への参加に向け検討しております。

今後、尾鷲総合病院を取り巻く環境はますます厳しくなることが想定されるところでありますが、医業収益の確保や、更なる経費削減等の経営改善を行い、経営を安定化させることにより、東紀州地域の中核病院として、地域の皆さまがいつでも安心して受診できる病院づくりを目指してまいります。

## (提案説明)

それでは、今回提案しております議案第34号「尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第37号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」まで、議案第39号「尾鷲市道路線の認定について」及び議案第40号「尾鷲市道路線の廃止について」の6議案についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第34号「尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましても、安心して暮らせる都市基盤の整備を行うため、年次計画に基づいた財源の確保及び都市計画税の明確化、適正執行を図ることを目的として基金を設けるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定するものであります。

次に、3ページの議案第35号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」及び16ページの議案第36号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」の2議案につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するものであります。法律の改正により本年4月1日に施行が必要となった条例改正につきましても、本年3月31日に専決処分にて条例を公布しましたので、今回の改正は、それ以降の改正となります。

次に、18ページをご覧ください。

議案第37号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」につきましてもご説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第2号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ2億8,062万5千円を追加し、これにより予算総額を94億2,886万5千円とするものであります。

歳入についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

13 款、国庫支出金 118 万 8 千円の増額は、生活保護システム改修費用に対する、生活保護適正実施推進事業補助金の追加であります。

14 款、県支出金 150 万円の増額は、農業次世代人材投資事業に対する新規就農者総合支援事業費補助金の追加であります。

17 款、繰入金 2 億 7,133 万 7 千円の増額は、都市計画事業基金積立に係る繰り入れ 2 億 6,535 万 7 千円、今回の補正財源として 598 万円を財政調整基金から繰り入れるものであります。

19 款、諸収入 660 万円の増額は、一般コミュニティ助成事業が 2 地区において認められたことによる、一般コミュニティ助成事業助成金 460 万円の追加、NPO 法人が実施する漁村生活移住体験住宅整備事業が一般財団法人地域活性化センターにおいて事業採択されたことによる、移住・定住・交流推進支援事業助成金 200 万円の追加であります。

次に、歳出であります。

3 ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページをご覧ください。

先ず、議会費では、政務活動費の支給が廃止となったことから、195 万円全額を減額するものであります。

総務費の財産管理費では、年次計画に基づいた都市基盤整備にかかる財源を確保し、都市計画税の明確化及び適正執行を目的として、平成 28 年度までの累積余剰分 2 億 6,535 万 7 千円を増額し、都市計画事業基金に積み立てるものであります。

企画費では、空き家を活用した移住体験住宅の整備等を行う「NPO 法人おわせ暮らしサポートセンター」に対する、移住・定住・

交流推進支援事業補助金として２００万円を追加するものであります。

コミュニティセンター費は、賀田地区・三木里地区に対する、一般コミュニティ助成事業補助金として４６０万円の追加、三木浦地区における集落支援員１名分の報償費として、１３０万２千円の増額であります。

民生費では、生活保護総務費で、生活保護法の改正に伴う生活保護システム改修委託料として２３７万６千円を追加するものであります。

農林水産業費の農業振興費では、経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して、就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的とした、農業次世代人材投資事業補助金１５０万円の追加であります。

海洋深層水事業費では、アクアステーションの取水ストレーナー破損に伴う、取水ストレーナー取替工事請負費として４２９万７千円の追加であります。

議案書に戻っていただき、２０ページをご覧ください。

議案第３９号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、法人からの土地の寄附に伴い、市道路線２路線の認定を行うにあたり、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、２３ページの議案第４０号「尾鷲市道路線の廃止について」につきましては、公共施設等の移転や現況調査等により、市道としての機能を有していない２路線の市道認定を廃止するため、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第３４号「尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第３７号「平成３０年度尾鷲市一般会計補正予算（第２号）の議決について」まで、議案第３９号「尾鷲市道路線の認定について」及び議案第４



0号「尾鷲市道路線の廃止について」の6議案についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

## (登壇)

それでは、議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」につきましてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」につきましては、農業委員会委員の任命にあたっては、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者に準ずる者とする必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## (降壇)

## (登壇)

それでは、議案第41号から議案第48号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案についてご説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。

議案第41号から議案第48号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律に伴い、農業委員会の委員の選出方法が「公選制」から「議会の同意を要する市長による任命制」に改められて以来、最初の任命同意議案であります。

今回、「大川<sup>おおかわ</sup> 治夫<sup>はるお</sup>」氏、「黒<sup>くろ</sup> 次美<sup>つぐみ</sup>」氏、「塩津<sup>しおづ</sup> 史子<sup>ふみこ</sup>」氏、「高村<sup>たかむら</sup> 敦夫<sup>あつお</sup>」氏、「野地<sup>のじ</sup> 長生<sup>ちようせい</sup>」氏、「早稲田<sup>わせだ</sup> 勝治<sup>かつはる</sup>」氏、「野田<sup>のだ</sup> 泰史<sup>やすし</sup>」氏、「船津<sup>ふなつ</sup> 貫一<sup>つらかず</sup>」氏、以上8名の委員を尾鷲市農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第41号から議案第48号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## (降壇)

## (登壇)

それでは、報告案件 3 件についてご説明いたします。

議案書の 42 ページをご覧ください。

報告第 2 号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、主な改正点といたしましては、法律の施行に伴う条項数の整理のほか、法人市民税では控除、納期限を、固定資産税の償却資産では「わがまち特例」の新設や期間延長についてであります。

次に、50 ページをご覧ください。

報告第 3 号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、市税条例同様に条項数の整理のほか、改修実演芸術公園施設に対する都市計画税の減額規定の申告などが主な改正であります。

次に、54 ページの報告第 4 号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましては、国民健康保険の財政責任主体が都道府県となることに伴う課税額の定義の変更、地方税法施行令の改正に伴う、国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の変更などが主な改正であります。

以上で、報告案件 3 件の説明とさせていただきます。

## (降壇)

### (登壇)

それでは、報告案件2件についてご説明いたします。

議案書の58ページをご覧ください。

報告第5号「平成29年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成29年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告するものであります。

次に、60ページの報告第6号「公益財団法人 尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

### (降壇)

## (登壇)

(生涯学習課長)

それでは、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等について」につきましてご説明いたします。

平成30年度事業計画及び予算の1ページをご覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

平成30年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートや「せぎやま倶楽部」の邦楽発表会、文化芸術展およびダンス発表会、共催事業として「第33回全国尾鷲節コンクール」及び「教育文化事業」、その他発表会並びに映画会を中心とした計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。

収支予算書であります。

先ず、「収入の部」では、主なものといたしましては「基本財産運用益」1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

「事業収益」777万5千円は、入場料等収益167万5千円、貸館利用料収益580万円が主なものであります。

次に、「管理受託収益」が4,989万1千円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部、合計は5,768万3千円であります。

次に、8ページをご覧ください。

「支出の部」のうち、「事業費」であります。

このうち主なものは、「給料手当」697万6千円は職員1名分の給料、「臨時雇用賃金」836万8千円は嘱託職員3名分の賃金、「福利厚生費」247万5千円は職員1名及び嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

「光熱水費」874万8千円、「賃借料」156万6千円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等があります。

「委託費」1,691万8千円は自主事業公演委託料等でありませ

ず。「手数料」206万1千円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、5,110万4千円となり、前年度と比べ771万7千円の減となります。

次に、9ページをご覧ください。

「管理費」ですが、これは、会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なもので、「臨時雇用賃金」288万円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

「委託費」131万円は、会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は、657万9千円となり、支出の合計は5,768万3千円となります。

10ページから11ページは、「正味財産増減計算ベース」での収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等について」のご説明とさせていただきます。

(降壇)